

諮問庁：検事総長

諮問日：平成29年9月29日（平成29年（行情）諮問第384号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行情）答申第542号）

事件名：「「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員
捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部
改正について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 結論

別紙の1に掲げる請求文書2（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月28日付け前地企調第76号により前橋地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「開示する行政文書の名称」を訂正するとともに、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

ア 請求の原因（審査請求の理由）

（ア）行政機関の保有する情報の公開の請求を行った結果、原処分に妥当性はなく法5条4号に該当しない。それは以下の理由からである。

- a 審査請求人は、平成29年4月28日付けの前地企調第76号で、「平成29年2月28日受付（受付第2号）で「請求のありました行政文書の開示について、下記のとおり、その一部を開示するとともに、その他を同条第2の規定に基づき開示しないこととしましたので通知します。」と記載された行政文書開示等決定通知書を受けとった（甲1-1）。その行政文書開示等決定通知書の1（1）の「開示する行政文書の名称」には後記（a）ないし（d）が記載されていた（甲1-1）。しかし、開示された行政文書は、後記（a）ないし（h）中、（a）ないし（d）以

外の文書である（e）ないし（h）が含まれ，合計した文書の枚数の68枚であった（甲1-2）。そのため開示する行政文書の名称等は後記（a）ないし（h）のとおりである。

- (a) 平成12年6月1日付け前地刑第106号（例規）「「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」（甲1-1）
 - (b) 平成14年12月13日付け前地捜第379号「「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」（甲1-1）
 - (c) 平成19年5月30日付け前地捜第136号「平成10年5月21日付け前地刑第148号「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について」（甲1-1）
 - (d) 平成26年5月16日付け前地捜第26号「平成10年5月21日付け前地刑第148号「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について」（甲1-1）
 - (e) 平成12年6月1日付け前地刑105号「「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」（甲2）
 - (f) 平成14年12月13日付け前地捜第378号「「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」（甲3）
 - (g) 平成19年5月30日付け前地捜第135号「平成10年5月21日付け前地刑第147号「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について」の一部改正について」（甲4）
 - (h) 平成26年5月16日付け前地捜第25号「平成10年5月21日付け前地刑第148号「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察署職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について」（甲5）
- b 原処分の1（2）中，不開示とした部分とその理由には，後記（a）ないし（c）の理由から妥当性がない。

- (a) 不開示となった行政文書は、平成29年4月28日付け前地企調第76号の行政文書開示決定等通知書に記載の1(2)の「不開示とした部分とその理由」には「上記イの不開示とした部分は、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持（以下省略。）」と記載しており、その「上記イ」が指しているのは、「平成14年12月13日付け前地捜第379号」と記載がある（甲1-1）。しかし、不開示された部分のある行政文書の名称は「平成14年12月13日付け前地捜第378号」中の別紙2に記載されている7箇所である（甲6）。
- (b) 「平成14年12月13日付け前地捜第378号」「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察官職員授査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」中の「記」以下に記載された「第2様式適用範囲2の「簡約特例書式の適用範囲」を別紙2の「2簡約特例書式の適用範囲について」に改める。の、「別紙2」に記載のある「2簡約特例書式の適用範囲について」中に記載された文章である（甲-6）。
- (c) 前記(b)の不開示となった部分について、審査請求人は、後記(i)、(ii)のとおり特定県警察本部が作成した頭書き「○交通事故の適正捜査に関する訓令（平成16年3月16日付け本部訓令甲第11号）」中、70条で定められた別表第2（70条関係）、簡約特例書式を使用する事故事件の適用する事故事件に記載されている内容や、平成26年5月14日付け警察庁丙交指発第37号、丙刑企発第68号中の「記」以下の第2「簡約特例書式の適用範囲について」に記載がされている内容と同じ内容であるから後記iないしiiiのように不開示された箇所に当てはめる（甲7-1から2）（甲8-1から3）。
- i 後記(i)のとおり開示しないこととした部分に別紙2の文章をそれぞれ(a)から(1)を割り当てる。
- (i) 「2 簡約特例書式の適用範囲について
道路交通法第2条所定の車両又は路面電車（以下「自動車等」という。）による業務上過失傷害事件のうち、(a)及びこれに関連する道路交通法違反事件に適用する（甲6-1）。
- ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件は除くこととする。
- (1) 外国人（日本語を理解する者を除く。）が被疑者である事件

- (2) 告訴又は告発に係る事件
- (3) 被疑者を逮捕した事件
- (4) 証拠品を押収した事件
- (5) 事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑者の供述と相被疑者若しくは被害者その他の参考人の供述が食い違う事

(6) (b) (甲6-1)

(7) (c) (甲6-1)

(8) (d) (甲6-1)

(9) (e) (甲6-2)

(10) (f) (甲6-2)

(11) (g) (甲6-2)

(12) 社会の注目を引くなど事案の性質上本書式になじまない事件

(13) (h) ただし、(i) はこの限りではない。(甲6-2)

(14) (j) のうち次のいずれかに該当するもの(甲6-2)

ア 次に掲げる違反のいずれかが事故原因となり、又はこれを伴う事件(当該違反が事故と無関係であることが明白な場合を除く。)

(k) (甲6-2から3)

イ(1) (甲6-3)」

ii 前記 i にて割り当てた(a)から(1)は以下のとおりであると思料する。

「(a) 「自転車運転又は自動車等のドアの開放に起因する(重)過失傷害事件、(略)」(甲7-1)(甲8-1)

(b) 「(略)」(甲7-1)(甲8-2)

(c) 「(略)」(甲7-1)

(d) 「(略)」(甲7-1から2)(甲8-2)

(e) 「(略)」(甲7-2)(甲8-2)

(f) 「(略)」(甲7-2)(甲8-2)

(g) 「(略)」(甲7-2)(甲8-2)

(h) 「(略)」(甲7-2)(甲8-2)

(i) 「(略)」(甲7-2)(甲8-2)

(j) 「(略)の」(甲7-2)(甲8-2)

(k) 「(略)」(甲7-2)(甲8-2)

(1) 「(略) (自転車が行きわたることができることとされている歩道、路側帯及び自転車横断帯における自転車運転に起因する事件を除く。)」(甲7-2)(甲8-2から3)」

iii 不開示とされた部分に前記(a)から(1)を当てはめると後記(i)のように全部開示をした場合と同じ内容になる。

a 「2 簡約特例書式の適用範囲について

道路交通法第2条所定の車両又は路面電車(以下「自動車等」という。)による業務上過失傷害事件のうち、(略)及びこれに関連する道路交通法違反事件に適用する。

ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件は除くこととする。

(1) 外国人(日本語を理解する者を除く。)が被疑者である事件

(2) 告訴又は告発に係る事件

(3) 被疑者を逮捕した事件

(4) 証拠品を押収した事件

(5) 事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑者の供述と相被疑者若しくは被害者その他の参考人の供述が食い違う事件

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

ただし、(略)

(14) (略)のうち次のいずれかに該当するもの

ア 次に掲げる違反のいずれかが事故原因となり、又はこれを伴う事件(当該違反が事故と無関係であることが明白な場合を除く。)

(略)

イ (略) (自転車が行きわたることができることとされている歩道、路側帯及び自転車横断帯における自転車運転に起因する事件

を除く。）」（甲6-1から2）（甲7-1から2）（甲8-1から3）

- c 前記（1）ないし（2）から，処分庁が行った原処分の1（1）「開示する行政文書の名称」には不作為があり，（2）不開示としたとした部分とその理由には「公にすることにより，犯罪の捜査，公訴の維持，その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるある情報（法5条4号）に該当するため。」とあるが，特定県警察本部や警察庁が同じ内容を公にしている情報，若しくは同じ内容を公にしていた情報である。

（イ）原処分の違法性

原処分は前記（ア）から法5条，9条に違反し原処分は違法であると思料する。また，日本国憲法21条1項ないし2項にも違反し，開示決定等における判断基準や公平性にも疑いが生じている。また，その他の違法性が存在するなら，審査請求人より諮問庁の方が詳しい。

（ウ）審査請求に至った経緯

- a 審査請求人は，平成29年2月27日付け前橋地方検察庁が保有している行政文書，1「警察官や検察官などが調書を作成するにあたり，職業を記載する欄に記載する名称などの基準が記されている文書（会社員，従業員，代表社員，サラリーマン等。）」，2「特定年月日Aから特定年月日Bの交通事故に該当する文書で，警察官が交通事故の見分の後当事者へ署名押印を求めるA4サイズの文書。」の開示請求を行い，前橋地方検察庁は平成29年2月28日に受理をした。
- b 平成29年3月1日ころに前橋地方検察庁の者と話し合い，平成29年2月27日付けの行政文書開示請求書の第1，開示を請求する行政文書の名称等の2項を「私は，特定年月日Aと特定年月日Bに交通事故の被害に遭いましたが，平成25年及び平成27年に使用されていた前橋地方検察庁が特定県警察本部に指示した特例書式及び簡約特例書式の被疑者供述調書及び被害者供述調書の様式又は書式。」へ補正した。
- c 平成29年3月29日付けの前地企調第44号の「開示決定等の期限の延長について（通知）」が平成29年3月30日（処分を知った年月日）に審査請求人へ届き，審査請求人は開示決定等の期限が平成29年5月1日（月）まで延長になったことを知った。
- d 処分庁が，平成29年4月28日付けの前地企調第76号で行った「一部を法9条1項の規定に基づき開示するとともに，その

他を同条2項の規定に基づき開示しないことの処分の決定を記載した「行政文書開示決定等通知書」を平成29年4月29日に受け取り確認した。

e 審査請求人は前記dに同封されていた行政文書の開示等実施方法申出書を前橋地方検察庁へ郵送し、平成29年5月17日に前橋地方検察庁内で前橋地方検察庁が開示を行った文書の写しを受け取った。

f 前記dによる行政文書開示決定等通知書の※には、別紙1のとおり処分庁による教示が記載されていた為、それに従い本請求に至った次第である。

(エ) 開示された行政文書を確認した結果

a 審査請求人は、特定年月日A午前〇時ころと特定年月日B午前〇時ころに交通事故の被害に遭ったが、警察官に交通事故の事情を説明した後に警察官が交通事故の当事者（審査請求人）へ署名押印を求める（求めた）A4サイズの文書は、原処分で開示された様式ではない。また、審査請求人は前述の交通事故の過失のない当事者（被害者）であるが、事情聴取のときに「警察官から加療期間に変化が生じたときなどには警察官に連絡するよう、」口頭で伝えられた経験がない。

b 原処分にて開示された様式の中に、警察官が審査請求人へ交通事故の事情を聴取した際などに、審査請求人が警察官から署名押印を求められ、署名押印を行った様式はない。

c 審査請求人は、特定年月日A午前〇時ころに被害に遭った交通事故で経験した、警察官が交通事故の当事者（審査請求人）へ署名押印を求める（求めた）A4サイズの文書に対しては警察官が当事者（審査請求人）から録取したのではなく、警察官が差し出したA4サイズの文書の空欄に数字の記入と、署名押印（審査請求人は印鑑を所持していなかったため、人差し指による指印で応じた。）を審査請求人へ求める（求めた）ものである。

d 前記aないしcの出来事に違法性や、何かの犯罪に巻き込まれているようにも感じ不安である。また、審査請求人は、前記aとcの文書の保管場所も知ることができず、取得者の文書の使用目的も分からないままである。

(2) 意見書

ア 諮問庁の理由説明書（下記第3。以下同じ。）への抗弁

（ア）不開示された部分と同じ内容と思われる後述a（{ }内は不開示された情報）の情報について

a 処分庁が不開示とした部分と同等の内容と思われる情報が、警

察庁，都道府県警察や公開し，弁護士事務所などがインターネット上で公開している文書から推測し下記の（a）でもう一度述べる。これは，全部開示した場合と同じ，若しくは同等の内容になると思われる。

（a）「道路交通法第2条所定の車両又は路面電車（以下「自動車等」という。）による業務上過失傷害事件のうち，{（略）}及びこれに関連する道路交通法違反事件に適用する。

ただし，次に掲げる自由のいずれかに該当する事件は除くこととする。

1 外国人（日本語を理解する者を除く。）が被疑者である事件

2 告訴又は告発に係る事件

3 被疑者を逮捕した事件

4 証拠品を押収した事件

5 事実の重要な部分について，被疑者が否認し，又は被疑者の供述と相被疑者若しくは被害者その他の参考人の供述が食い違う事件

6 {（略）}

7 {（略）}

8 {（略）}

9 {（略）}

10 {（略）}

11 {（略）}

12 社会の注目を引くなど事案の性質上本書式になじまない事件

13 {（略）}

ただし，{（略）}はこの限りではない。

14 {（略）}のうち次のいずれかに該当するもの

（1）次に掲げる違反のいずれかが事故原因となり，又はこれを伴う事件

（当該違反が事故と無関係であることが明白な場合を除く。）

{（略）}

（2）{（略）}（自転車が通行することができることとされている歩道，路側帯及び自転車横断帯における自転車運転に起因する事件を除く。）}

イ 諮問庁が理由説明書で述べている第2，2項（下記第3の2

(2)) の不開示情報該当性について

(ア) 諮問庁の、「この点、本件対象文書の不開示とした部分は、事件の処分基準として公にされているものではなく、また、一般的に予想し得るものであるともいえないことから、」について否認する。

既に警察庁や都道府県警察の情報の公開により一般的に予想し得るものになっている。

(イ) 「公にすることにより、特定の事件について、どのような場合に簡約特例書式が適用されるのかという実質的な処理基準が明らかになり、当該書式が適用される範囲内の事件であれば軽い処分に当たるとの判断から被疑者において、同乗者や目撃者に対して、事故に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるといった不当な働きかけをするおそれがあるほか、被害者においても、自己が被害に遭った事件が適用される事件として処理されることを理由として、捜査への協力拒否を引き起こすなどのおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。」について否認する。既に警察庁や都道府県警察が公開しているが、支障を及ぼしていないから継続して公開しているのである。

しかし医療機関においては、被疑者に有利になるよう被害者を診断している疑いもある。それは、医療機関が被害者の診察を行う前に、被疑者が加入している損害保険会社（共済含む）などの会社名（被疑者の任意保険の加入の有無も含む。）などを尋ねるからである。

「法5条4号に該当し、不開示をするべきである。」否認する。

憲法21条に基づき開示するべきである。

ウ 諮問庁の理由説明書の3項（下記第3の2（3））について

(ア) 「特定県警察本部や警察庁が公にしている、又は公にしていたと同人が主張する文書をもとに、本件対象文書における不開示決定の内容を推測可能であるから、原処分を取り消し、全部開示決定がなされるべきである旨主張していると考えられる。」について。推測可能であるより、検察庁が法改正前の文書を不開示とし、警察庁や都道府県警察が法改正後の文書を開示しているのは不合理である。

(イ) 「この点行政文書の開示決定は、各行政機関が、開示決定等の時点において、開示請求があった都度、判断すべきものであるため、前記のとおり不開示情報に該当する本件対象文書を処分庁において全部開示する理由にはならない。」としているが、憲法21条は国民の知る権利が保障されているという解釈である。諮問庁の説明から、知らない請求者には開示せず、知っている請求者には開示する。という主張ともとらえられる。

(ウ) 「当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情によって、開示請求があった都度、判断すべきものであるため、」と述べているが、検察庁のホームページの「検察庁>検察庁について>検察庁の業務」のページには、「検察は、国家社会の治安維持に任ずることを目的とし、検察権の行使に当たって、常に不偏不党・厳正公平を旨とし、また、事件処理の過程において人権を尊重すべきことを基本としています。」との記載があるが、原処分について「常に不偏不党・「厳正公平」を旨とし」としているのであれば、「行政文書の開示又は不開示決定は、各行政機関が、開示決定等の時点における社会情勢、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情によって、開示請求があった都度、判断すべきもの」、特に「開示請求があった都度、判断すべきもの。」は、不開示された情報が知りたければ収入印紙を再度購入し、時間と労力を使い、再度文書の開示の請求を行うよう審査請求人に告げているようにも思える。これは、「常に不偏不党・「厳正公平」を旨とし」ていないようである。憲法14条や21条に基づいていない。

(エ) 「処分庁が特定した対象文書は4件の行政文書であるところ、審査請求人は8件の行政文書を開示決定通知書において特定することを求めているが、処分庁は添付された文書を一体のものとして特定しており、開示対象とする行政文書に差異はなく、開示決定に誤りはない。」としているが、錯誤があったため申し訳ないが「8件」を「6件、又は8件」へ訂正する。「開示対象とする行政文書に差異はない」については、審査請求人はすべての行政文書を確認する方法がないので不知である。しかし行政文書開示決定通知書には、「1 開示決定(1) 開示する文書の名称」と記載があり、開示された文書は、以下aないしdのとおりである。特にcとdの行政文書について、cの前地捜第136号については、前地刑第148号に対しての改正であり、前地捜第135号については、前地刑第147号についての改正である。dの前地捜第26号については、前地刑第148号についての改正であり、前地捜第25号については、前地刑第147号についての改正である。cとdの合計4件の対象文書の名称は明らかに異なる。最低でも6件の名称の異なる文書である。よって開示された文書の名称の件数は、6件、又は8件の名称を記載すべきである。錯誤防止の為にもなる。

a 平成12年6月1日付け前地刑第106号(例規)「「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」

平成12年6月1日付け前地刑第105号「「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」

- b 平成14年12月13日付け前地捜第379号「「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」

平成14年12月13日付け前地捜第378号「「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」

- c 平成19年5月30日付け前地捜第136号、「平成10年5月21日付け前地刑第148号「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について」

平成19年5月30日付け前地捜第135号「「平成10年5月21日付け前地刑第147号「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について」

- d 平成26年5月16日付け前地捜第26号

「「平成10年5月21日付け前地刑第148号「自動車運転過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について（依命通達）」

平成26年5月16日付け前地捜第25号

「「平成10年5月21日付け前地刑第147号「自動車運転過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類例の特例について」の一部改正について（指示）」

イ 関連事実

(ア) 審査請求人が体験した出来事で記憶に基づきながらだが、不開示とした部分とのかかわりがないとは思えないので、以下にそれを述べる。

- a 特定年月日A午前〇時ころ、後ろから追突される交通事故の被害に遭う。相手方が後ろから追突してきた追突事故であった。
- b 相手方が携帯電話を持っていないから110番通報して下さいと頼まれ110番通報する。
- c 病院で受診をすることを警察官に伝える。同日事故の見分を行う。
- d 同日見分終了後、パトカー内で司法警察職員警察官（以下、第

2において「警察官」という。)と二人きりになり、警察官から相手の自動車の速度を尋ねられ、審査請求人は、後ろからの追突なので分からない旨を主張したが、「だいたいいいから。」「処理が終わらない。」など警察官は審査請求人に言い、警察官が用意していたA4サイズ用の紙に自動車の速度のみを記入させられ、警察官は署名押印(印鑑を所持していなかったため指による指印)を審査請求人へ求めた。(その後、「自分のスピードだつてスピードメーターを見ながら運転しているわけではないから分からないのに、なぜあのような事を尋ねられたのか。」と不思議に思った事が良く記憶に残っている。)。そして、警察官は審査請求人へ診断書を後日提出するように告げた(甲10)。警察官は、パトカー内で警察官が用意していた文書に指印を行っていたため、印鑑を持って来るよう告げられることはなかった(甲10)。

- e 審査請求人はこのことに対し、何故あのようなことを警察官が行ったのか気になっていたため、特定県警察本部に対し個人情報の開示請求を行った。その時、上記dで述べた文書は供述調書である説明を受け、供述調書であることを知り、供述調書とはどのようなものかインターネットなどを使用し調べた。

供述調書がどのようなものかを知った結果、とても恐ろしくなった。またそれは、警察官が録取したものではなく審査請求人が数字を記入し署名と指印を行ったものであり、検察庁から県警へ通達に記載のあった被害者供述調書であれば「被害者供述調書」と記載があり、供述調書であることを知っていたはずである。

- f その後、特定県警察本部へ犯罪事件受理簿を請求した結果、事故の相手方には「被疑者(第一当事者)」審査請求人には「被者(第二当事者)」と記載され、被害者とは記載されていなかった(相手方の電話番号は黒塗りにされていた)(甲11)。下記で述べるgの交通事故の犯罪事件受理簿の写しの交付も請求したが、その犯罪事件受理簿の相手方の欄には「「被疑者」

(「第一」当事者)」の「被疑者」,「第一」が黒塗りにされ、審査請求人の「被者(「第二」当事者)」も「第二」の部分が黒塗りにされ不開示だった(甲12)。その数カ月後に、同じように最新の状態の犯罪事件受理簿の開示を請求したら、前に述べたような明らかに不自然な黒塗りはされていない(甲13から14)。さらに審査請求人が交通事故当日に警察官から署名指印を求められた文書が被害者供述調書であれば、犯罪事

件受理簿の審査請求人の当事者の欄には、被害者と記載されているはずである。

g 特定年月日B午前〇時ころにも、駐車場から目の前の道路を右折しようと、目の前の道路を右から左へ走行する自動車を通り過ぎるのを停止して待っていた時に、審査請求人の自動車の後部へ相手方の運転する自動車の後部が衝突する交通事故の被害に遭った。

h 後日に上記gで述べた交通事故を後日警察へ届け、見分日時を警察官と打ち合わせを行い、見分を行った同日、パトカー内で警察官と二人きりになり、調書を作成すると言われ警察官が作成したA4サイズの文書に署名押印を求められた。その時、明らかに（上記d）の時とは様式が違う事に気が付き、作成された内容も相手方の氏名を誤って記載がありそれを指摘し一部訂正させ、同用紙の自動車の衝突時の図を記載するところへ3種類の自動車の衝突時の図が記載されたまま、2種類の衝突時の図は2本線などで消されず、警察官から職業を尋ねられ、従業員と回答したら左上の欄外に従と書いて警察官が思いとどまり回答した従業員の業員を記載しなかったため、なぜ従業員を記載しないのか。なぜ目の前で自動車の衝突時の3種類の図のうち2種類を削除せずにそのまま残すのか。なぜ相手方の氏名を誤って書いたのかなど不思議に思いながら署名押印に応じた。また、この文書には審査請求人や相手方の自動車の速度に関しては、記入する欄はなく、被害者供述調書との記載もない様式で、審査請求人の勤める会社を記入する箇所などもあったと思う。被害者供述調書と記載がある様式であれば、犯罪事件受理簿の「(第二当事者)」と記載された欄には「被 者」ではなく「被害者」と記載されるはずである。

i 検察庁へ上記dとhの2件の交通事故に対し閲覧や謄写を申し出ても、不起訴記録中の記録は、見分状況書以外は刑訴法により閲覧も謄写もできないという回答だった（見分状況書は、検察庁で閲覧した時に初めて確認した。）。また、当事者である審査請求人が申請する旨の連絡を検察庁に電話で行ったが、弁護士を介さないと閲覧・謄写できない旨の説明を受けた。内1件の事故については、検察庁の者より、電話で弁護士会に連絡し、弁護士の者と日時を打ち合わせの上で来庁するように指示され、検察庁の者より指示されたように弁護士の者と日時を打ち合わせし、検察庁内で弁護士への委任状を作成し弁護士へ手数料を払い閲覧・謄写を行った（甲15から16）。しかし、被害者は見分状況書に関しては当事者であれば弁護士へ委任しなくても、閲覧・謄写で

きるようであると思料する。さらに相手方の損害保険会社が自動車安全運転センターから取り寄せた交通事故証明書の事故類型の印の箇所が「追突」であったが、見分状況書を所持していた審査請求人が後に調べると、正しくは「その他」に印がされるはずの事故類型であった（甲17）。それを相手方損害保険会社が数か月間所持し、相手方が債務不存在確認請求事件の民事訴訟を提起し、書証として提示していた（甲17から18）。損害保険会社ほど交通事故の扱いに慣れた会社なら、事故類型の記載の過ちに気付くはずであると思われ、作成した側が誤記載に気付いたら自動車安全運転センターから相手方の損害保険会社へ連絡が行き、訂正されている交通事故証明書を書証として使用するはずであり、損害保険会社が気付けば自動車安全運転センターに連絡し、正しく記載された交通事故証明書を書証として使用するはずである。また、この民事裁判では審査請求人は本人訴訟であったが、口頭弁論期日において明らかに申述していないものが、口頭弁論調書に記載されていた。

- j 特定県警察本部からは、署名押印された供述調書は検察庁へ送られているという説明を何度も受けた。しかし審査請求人は、簡約特例書式の被害者供述調書に署名押印を行っていないから、簡約特例書式の被害者供述調書に審査請求人の署名と押印がされ、前橋地方検察庁へ送致されているとすれば、審査請求人以外の者が署名と押印を行ったものである。
 - k 自分でもインターネットや情報開示などで供述調書についていろいろ調べ、基本書式、特例書式や簡約特例書式などがあることを知り、情報開示請求に至った訳だが、上記dで述べた様式が被害者供述調書の簡約特例書式であった場合、それを使用するには、医師の診断内容の加療期間の見込みなどが記載された診断書に基づかないと基本書式、特例書式、簡約特例書式の判断が行えないはずである。犯罪捜査規範55条には下記(a)で述べるように記載がある。審査請求人が医師の診察を受けたのは、交通事故の当日である署名押印を行った日の翌日であるから、加療見込み期間などは当事者である審査請求人にも警察官にも分からないはずである。推測による自動車の速度を記載させ、負傷者の加療見込み期間を推測し使用する供述調書の用紙を選択し、それに署名押印を求めたことになる。医師が「異常なし」という診断を行っていたら推測、誇張等に値する。
- (a) 「捜査を行うに当たっては、司法警察職員捜査書類基書本式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。

2 書類の作成に当つては、事実をありのままに、かつ、簡潔明瞭に表現することを旨とし、推測、誇張等にわたってはならない。」

l 上記 d や h で述べた A 4 サイズの文書の用紙について、審査請求人が警察官から署名押印を求められた用紙の様式は、この度開示された下記 (a) で述べる文書に記載のある文書の様式ではないのであるが、特定県警察本部へ審査請求人が署名押印を求められた文書の様式の開示を行い、開示された文書は、平成 14 年 1 月 26 日付け最高検企第 270 号の別添 1 に記載のある被害者供述調書 (様式第 4 号) と同じ記載のある別記様式第 20 号 (70 条関係) 様式第 4 号であった。検察庁へ開示され交付された様式第 4 号に審査請求人と同じ氏名の署名がされ押印を行った文書が送致されているとすれば、それには交通事故の当事者の審査請求人が署名押印を行ったのではなく、審査請求人以外の者が、署名押印を行っている。

(a) 平成 12 年 3 月 30 日付け最高検企第 84 号次長検事依命通達「「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の全部改正について」

(b) 平成 19 年 5 月 23 日付け最高検企第 140 号次長検事依命通達「平成 12 年 3 月 30 日付け最高検企第 84 号依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について」

(c) 平成 26 年 5 月 14 日付け最高検企第 243 号次長検事依命通達「平成 12 年 3 月 30 日付け最高検企第 84 号依命通達「自動車過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について」

(d) 平成 14 年 1 月 26 日付け最高検企第 270 号次長検事依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」

(e) 平成 26 年 5 月 14 日付け最高検企第 246 号次長検事依命通達「平成 14 年 1 月 26 日付け最高検企第 270 号依命通達「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」

m 上記 d と h で述べた文書の保管されている場所が分かる説明を

検察庁や特定県警察本部へ尋ねても保管されている場所を特定できるような審査請求人の納得のいく回答は、得られていない。また、刑訴法47条により不起訴記録中の供述調書は閲覧できないため、上記dとhの文書が検察庁に送致されているのか、上記1で述べた様式第4号の被害者供述調書には、当事者である審査請求人が行っていない署名押印が行われているのか確認ができない。刑訴法47条で閲覧できないから、意図的に全国的に、日常的に行われているように思料することも可能である。審査請求人の知人が過失の発生する交通事故の被害に遭ったようだが、被害者供述調書という記載がある調書を作成したようであった。このことから一方が100%の過失の事故について、過失の無い当事者には、検察庁などで定めた様式を使用していないようである。

- n 上記dやhで述べた文書は、被害者の過失を大きくする文書でもあると思料できる。例えば、その文書が検察庁に送致されているとしても、送致する前に相手方の委任した者が確認を行うことも可能だと思われる（送致後も一定期間内なら確認は可能なのであろうかは分からないが。）。また、ある医療機関に上記hで述べた交通事故に遭った後、審査請求人が全く発言していない過失が変わるようなことが記載されていた（甲19）。また、受付時に審査請求人が書いた書類（過失に係る部分）を受付時に対応した看護師が、審査請求人に何も告げずに審査請求人の記入した文書を修正したのを見て、過失に係る部分に医療機関が手を加えるよう指示がされていることを確信した。しかし、その受付時の文書の写しの交付を請求したが交付されることは無かった。この病院も相手方の損害保険会社を審査請求人へ訪ねて来た病院である。（通常なら、自分で治療費を支払い、後日事故の相手方や相手方の加入している自賠責保険に請求するか、相手方が賠償に対する任意保険を掛けてあれば、その損害保険会社と話し合い病院が損害保険会社などから医療関係費を直接受領するか、第三者行為による傷病届などを提出し健康保険を使用するかの判断を患者へ尋ねるものであり、過失に係るような箇所に医療機関が手を加えるということは、任意保険会社の事情以外に考えられない。当事者は任意保険会社に任せているからである。）
- o 相手方が被害者に支払う賠償金など任意保険を掛けていたら、弁護士に委任して裁判にかかる印紙代やその他訴訟に掛かる費用や弁護士に掛かる費用を負担してまで加害者に対し訴訟の提起をするだろう。相手方が100%の過失なら弁護士費用を補う任意保険を掛けていても、弁護士などに掛かる費用や訴訟費用などを

補う保険金は支払われないはずである。上記 i で述べた訴訟とは異なるが、審査請求人に対し相手方は弁護士へ訴訟を委任し弁護士必携と書かれた赤い本の基準より著しく低い金額を提示しながら債務不存在確認請求事件を提起しているのも不思議でならない。印紙代など実費を負担してまで起こす訴訟だろうか。それとも相手方損害保険会社が印紙代などを負担しているのだろうか。委任された弁護士が印紙代などを負担しているのだろうか。審査請求人が署名押印を求められた文書が関係して本来なら補えないはずである弁護士費用や訴訟費用を保険で補っているのだろうかなどと思料する。これは、交通事故で警察官が審査請求人に供述調書の様式以外の様式に署名押印を求めた文書が関係していると思われる。

- p 上記 d で述べた交通事故では、交通事故の翌日に、病院へ診察を受けに行ったが、相手方の損害保険会社と連絡が取れないと診察ができない旨を病院から申し立てられ、相手方の任意保険の代理店の者から事故当日に連絡が入っていたため、代理店の者に連絡を行い相手方損害保険会社から病院に連絡をしてもらい、病院と相手方損害保険会社が連絡をとることができてから受診できた（甲 20）。そして、診断書には加療見込み期間が記載してあったが、相手方の損害保険会社が審査請求人と示談交渉を拒み、相手方に弁護士を紹介し、相手方と弁護士が作成した訴状委任状の日付は、病院が作成した加療見込み期間の最終日であった（甲 21 から 22）。相手方の損害保険会社と病院とで打ち合わせを行い、上記 d で述べた文書を確認し弁護士費用や訴訟費用について、負担が無いことを分かっていたうえで相手方は弁護士に委任したとも思料できる。このことから、上記 d の文書については、100対0の過失割合を少しでも変えることを目的としたように思える行為だと思料している。また、上記 h で述べた文書については、その他の目的もあった文書だと思料している。

また、年は異なるが同月同日ほぼ同じ時間に相手方の過失が100%の交通事故の被害に2度あったことを述べているが、新たな診断書が作成された場合、提出するよう警察官から告げられていない。

余談だが、審査請求人が一定期間委任した弁護士や通院していた医療機関の医師などは、審査請求人に偽りを告げてまで相手方損害保険会社が内容を作成した同意書に追記などをせずに署名押印をし、提出するよう施していた。また、ある弁護士へ、審査請求人が一定期間相談していた弁護士事務所が審査請求人

以外の交通事故の被害者の件で、損害保険会社へ請求した金額について、「この金額はおかしい。」と言っていた（甲23から27）。

- q 行政文書の開示において警察庁、都道府県警察やインターネットで公開されている文書と同等の内容と史料できる文書を開示しているのに対し、最高検察庁が不開示したことや理由説明書から、審査請求人の上記aからpで述べた出来事に係る情報の部分を、審査請求人が行った今回の請求につき不開示にただけであろうと思料する。また、交通事故に対しては、損害保険会社などを中心として交通事故に係る機関との間に加害者が有利になるような内容の文書を作成するよう協定を結ばれている（特に一方の当事者の過失が明らかに100%の場合。）とも思料している。

ウ 結論

よって不開示された情報は、憲法21条により公にされている情報であり、警察庁により公にされ、公にされても犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことのないと思われる情報であるから、憲法21条に基づき警察庁や都道府県警察などは法5条4号に該当しない情報と判断して簡約特例書式の適用条件について全部を公にしている情報と史料できるため、法5条4号に該当しないと思われ原処分を取り消し、不開示とした部分に対し、審査請求人の申立てを認容する裁決を求める。また、行政不服審査法は、行政庁の違法又は不当な処分に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。前橋地方検察庁が不開示とした情報が法5条4号に該当する情報であるなら、審査請求人が同じ内容であると思料する情報を警察庁や都道府県警察が公にしている情報ということは、法に違反している可能性があり、又は部分的に不開示を行った機関は憲法21条に違反しているとも思料できる。また行政文書の名称も6件ないし8件の名称を記載すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「私は、特定年月日Aと特定年月日Bに交通事故の被害に遭いましたが、平成25年及び平成27年に使用されていた前橋地方検察庁が特定県警察に指示した特例書式及び簡約特例書式の被疑者供述調書及び被害者供述調書の様式又は書式。」を対象とした開示請求

である。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、4件の行政文書を対象文書として特定し、このうち3件の行政文書を全部開示した上、平成14年12月13日付け前地捜第379号「「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」（文書2）について、法5条4号に該当するとして一部開示決定（原処分）を行ったものである。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、文書2の不開示部分について、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）に該当しないとして、原処分を取り消すことを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

(2) 不開示情報該当性について

文書2は、簡約特例書式及び当該書式の具体的な適用基準について記載されている文書である。

当該書式は、司法警察職員の作成する捜査書類において、標準となる書式の特例として用いられる書式を更に簡約化した書式として定められたものであり、自動車事故による過失運転致傷事件等のうち、刑の免除が相当であるような軽微な事件に適用される書式である。

よって、その具体的な適用基準が明らかになると、特定の事件について、当該書式が適用される事件に該当するか否かを判断できるようになり、その結果、当該事件の処分において刑の免除がなされるか否かという予想が容易に可能となると考えられる。

この点、文書2の不開示とした部分は、事件の処分基準として公にされているものではなく、また、一般的に予想し得るものであるともいえないことから、公にすることにより、特定の事件について、どのような場合に簡約特例書式が適用されるのかという実質的な処理基準が明らかになり、当該書式が適用される範囲内の事件であれば軽い処分に当たるとの判断から、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、自己に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該基準に依拠して、実際よりも軽い態様の過失であったとするような虚偽の申立てや弁解を誘発して否認を引き起こすおそれがあるほか、被害者においても、自己が被害に遭った事件が当該書式が適用される事件として処理されることを理由として、捜査への協力拒否を引き起こすなどのおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の

維持，その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号に該当し，不開示とすべきであるといえる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は，特定県警察本部や警察庁が公にしている，又は公にしていたと同人が主張する文書をもとに，文書2における不開示部分の内容を推測可能であることから，原処分を取り消し，全部開示決定がなされるべきである旨主張していると考えられる。

この点，行政文書の開示又は不開示決定は，各行政機関が，開示決定等の時点における社会情勢，当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情によって，開示請求があった都度，判断すべきものであるため，前記のとおり不開示情報に該当する文書2を処分庁において全部開示する理由にはならない。

また，処分庁が特定した対象文書は4件の行政文書であるところ，審査請求人は8件の行政文書を開示決定通知書において特定することを求めているが，処分庁は添付された文書を一体のものとして特定しており，開示対象とする行政文書に差異はなく，開示決定に誤りはない。

3 結論

以上のとおり，文書2の不開示とした部分は，公にすることにより，犯罪の捜査，公訴の維持，その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）に該当するため，原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年9月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月10日 | 審議 |
| ④ | 同年11月6日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年12月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 平成30年2月27日 | 審議 |
| ⑦ | 同年3月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，請求文書1及び請求文書2についての開示を求めるものであり，処分庁は，請求文書1について，これを保有していないとして不開示とし，請求文書2について，文書1ないし文書4（本件対象文書）を特定した上で，そのうち文書1，文書3及び文書4は全部開示したが，文書2についてはその一部を法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分に係る開示決定通知書の「開示する

行政文書の名称」の項には、実際に開示された8文書のうちの4文書の名称しか記載されていない旨主張しており、これは文書の特定を争う趣旨と解されるほか、不開示部分を開示すべきであるとして、原処分を取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書の特定及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

本件対象文書は、それぞれに添付された文書を一体のものとして特定されたものであるから、原処分に係る開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」の項の記載に誤りはない。

(2) 検討

ア そこで検討すると、まず、文書1は、①平成12年6月1日付け前地刑第106号(例規)「「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について(依命通達)」と題する文書及び②平成12年6月1日付け前地刑第105号「「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」と題する文書から構成されていると認められるところ、上記①の文書の1頁中には「別添のとおり」との文言があり、その別添文書として上記②の文書が添付されていることから、これら二つの文書が一体となって一つの行政文書を構成しているものと認められる。

そして、上記の点は、文書2ないし文書4についても同様であると認められる。

イ そうすると、原処分において、開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」の項に各別添文書の名称を記載しなかったことに文書の特定上特段の問題はなく、本件対象文書を原処分のように特定したことは、妥当である。

3 文書2に係る不開示部分の法5条4号該当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

文書2は、簡約特例書式及び当該書式の具体的な適用基準について記載されている文書である。

当該書式は、司法警察職員の作成する捜査書類において、標準となる書式の特例として用いられる書式を更に簡約化した書式として定められたものであり、自動車事故による過失運転致傷事件等のうち、刑の免除が相当であるような軽微な事件に適用される書式である。

よって、その具体的な適用基準が明らかになると、特定の事件につい

て、当該書式が適用される事件に該当するか否かを判断できるようになり、その結果、当該事件の処分において刑の免除がなされるか否かという予想が容易に可能となると考えられる。

この点、文書2の不開示とした部分は、事件の処分基準として公にされているものではなく、また、一般的に予想し得るものであるともいえないことから、公にすることにより、特定の事件について、どのような場合に簡約特例書式が適用されるのかという実質的な処理基準が明らかになり、当該書式が適用される範囲内の事件であれば軽い処分に当たるとの判断から、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、自己に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該基準に依拠して、実際よりも軽い態様の過失であったとするような虚偽の申立てや弁解を誘発して否認を引き起こすおそれがあるほか、被害者においても、自己が被害に遭った事件が当該書式が適用される事件として処理されることを理由として、捜査への協力拒否を引き起こすなどのおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、不開示とすべきであるといえる。

(2) 検討

ア 標記の不開示部分には、簡約特例書式が適用される場合の具体的な適用基準が記載されていると認められるところ、これが事件の処理基準として公にされているものではない旨の上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、これを公にすると、特定の事件について、どのような場合に簡約特例書式が適用されるのかという実質的な処理基準が明らかになり、当該書式が適用される範囲内の事件であれば軽い処分に当たるとの判断から、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、自己に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該基準に依拠して、実際よりも軽い態様の過失であったとするような虚偽の申立てや弁解を誘発して否認を引き起こすおそれがあるほか、被害者においても、自己が被害に遭った事件が当該書式が適用される事件として処理されることを理由として、捜査への協力拒否を引き起こすなどのおそれがある旨の上記(1)の諮問庁の説明は、首肯できる。

イ なお、警察庁や都道府県警察が本件対象文書と同様の文書について全部開示していることと対比して原処分が不当であるという趣旨の審査請求人の主張に鑑み、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、検察官に対して事件を送致し、その後は検察官の指揮を受けて捜査を行う警察にとっては、簡約特例書式の意味は主

として検察官に事件を送致する場合の区分にすぎないが、検察官にとっては、公訴権ないし起訴裁量権の適正な行使や公訴の遂行，なかんずく量刑に関する立証・意見の表出の在り方に密接に関係するものであり，本件不開示部分を公にすると，公訴権を独占する検察官が必要とする適正な捜査が妨げられ，検察官による適正な公訴権ないし起訴裁量権の行使や適正な公訴の遂行，なかんずく量刑に関する立証・意見の表出を妨げられ，正当な刑の実現が妨げられるおそれがある旨説明する。

この点，刑事訴訟法上，被疑者を起訴するかしないかを決定する公訴権ないし起訴裁量権は検察官のみが持ち，さらに，裁判において公訴を遂行し，法令の正当な適用を裁判所に請求し，量刑に関する立証を行い意見（求刑）を述べるのが検察官のみの権限であることに照らせば，上記の諮問庁の説明は，首肯できる。そして，法においては，開示請求を受けた各行政機関の長が，対象となる行政文書の内容を個別具体的に検討し，独自に開示・不開示の決定を行うこととなっているところ，仮に対象となる文書に同一又は類似の情報が記録されていたとしても，当該文書を保有している行政機関が異なれば，当該情報の持つ意味合いが異なることは当然にあり得るから，行政機関ごとに異なる決定がなされることは起こり得ることである。

したがって，先行する行政機関や地方公共団体の開示決定等により，直ちに特定の情報に一般的な公表慣行が認められるとは限らないから，審査請求人の上記の主張は採用できない。

ウ また，審査請求人は，不開示部分と同等の内容と思われる文書を弁護士事務所などがインターネット上で公開していることにより，不開示部分の情報は既に公になっているから開示すべきである旨も主張するが，これらのインターネット上の情報は，前橋地方検察庁が公にした情報ではなく，したがって，弁護士事務所などが独自の判断に基づいてインターネット上で公開しているものと認められ，そこに掲載された情報が直ちに公表慣行を基礎付けるものとはいえないから，審査請求人の上記の主張は採用できない。

エ 以上によれば，本件不開示部分については，これを公にすると，公訴権を独占する検察官が必要とする適正な捜査が妨げられ，その結果，検察官による適正な公訴権ないし起訴裁量権の行使や適正な公訴の遂行，なかんずく量刑に関する立証・意見の表出を妨げられ，正当な刑の実現が妨げられるおそれがあり，犯罪の捜査，公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから，法5条

4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした決定については、本件対象文書を原処分のように特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 開示請求された文書

請求文書1 警察官や検察官などが調書を作成するにあたり、職業を記載する欄に記載する名称などの基準が記されている文書（会社員，従業員，代表社員，サラリーマン等。）。

請求文書2 私は、特定年月日Aと特定年月日Bに交通事故の被害に遭いましたが、平成25年及び平成27年に使用されていた前橋地方検察庁が特定県警察に指示した特例書式及び簡約特例書式の被疑者供述調書及び被害者供述調書の様式又は書式。
（本件請求文書）

2 本件対象文書

文書1 平成12年6月1日付け前地刑第106号（例規）「「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」

文書2 平成14年12月13日付け前地捜第379号「「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について」

文書3 平成19年5月30日付け前地捜第136号「平成10年5月21日付け前地刑第148号「道路交通に伴う業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について」

文書4 平成26年5月16日付け前地捜第26号「平成10年5月21日付け前地刑第148号「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の一部改正について」